

中学生のための地域クラブ活動団体リスト掲載基準

新潟市教育委員会

1 目的

この基準は、中学生のための地域クラブ活動団体リストの掲載について、必要な事項を定めるものである。

2 原則

地域クラブ活動を実際に行う団体（以下、「実施主体」という。）1つにつき、1つの団体規約（以下、「規約」という。）、1つの専用口座を整備するものとする。

3 掲載申請の条件

下記の条件を理解し、遵守できる場合とする。

なお、下記の条件は、『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月：スポーツ庁・文化庁）、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』（令和5年11月：スポーツ庁）、『子どもの権利とスポーツの原則』（令和元年8月：国連児童基金及び日本ユニセフ協会）等を参考に策定した。

- (1) 団体規約（代表者、活動の目的や方針、会費、活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任上の主体を明確化等）を定め、遵守している。
- (2) すべての役員・指導者は、新潟市の中学生のための地域クラブ活動に関するオンデマンド研修を受講している。
- (3) 年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び参加予定大会の日程等）を策定し、公表している。
- (4) 活動時間を守り、休養日を設定（下記①～④）している。
 - ① 平日は、少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ② 休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
 - ③ ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- ④ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (5) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定している。
- (6) 団体活動のための専用口座を用い、財産を分別して管理・運営するとともに、経理担当と監査担当は別の者が行うよう監査体制を明確にしている。
- (7) 役員等から構成員等に対して業務執行状況を報告する機会（総会等）を設け、少なくとも年度ごとの収支報告について開示している。
- (8) 指導者や参加生徒等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入している。
- (9) 非営利※目的の活動をしている。

※ 非営利とは、「利益を上げていない」という意味ではなく、利益を得ても構成員に分配せず、組織の活動目的を達成するための費用に充てることを指す。

4 申請における必要書類

- (1) 中学生のための地域クラブ活動団体リスト掲載申請書
- (2) 規約（様式不問。新規で作成する場合は、ひな型あり。）

5 掲載の決定・掲載の取消

- (1) 新潟市が、掲載の可否を決定する。決定後、可否結果をメールにて通知する。
- (2) 掲載の条件を満たさなくなった場合、掲載を取り消すことがある。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

7 付則

- (1) 本基準は、令和7年5月1日から適用する。